

## 高額療養費の自己負担限度額が変更になります

国保加入者が医療機関で高額な医療費を負担し、1か月で定められた自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分は高額療養費として支給されます(保険適用分のみ)。

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額が、8月から一部変更になります。対象は下表の太枠部分です。

所得区分	自己負担限度額		多数該当 ※4 (4回目以降の限度額)
	外来(個人単位)	(国保世帯単位)	
住民税課税世帯 現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	<b>252,600円+</b> (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	<b>167,400円+</b> (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	<b>80,100円+</b> (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般	18,000円 ※5	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯 ※1	低所得Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ ※3		15,000円

- ※1 「住民税非課税世帯」は「国保加入者と世帯主が住民税非課税の世帯」です。
- ※2 低所得Ⅱとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の方です。
- ※3 低所得Ⅰとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税で、かつ各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の方です。
- ※4 過去12か月以内に、同一世帯での支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額です。
- ※5 年間上限額は144,000円です(8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます)。

## 国民健康保険限度額適用認定証の更新をお忘れなく

現在交付されている「国民健康保険限度額適用認定証(又は限度額適用・標準負担額減額認定証)」の有効期限は7月31日です。

8月以降も引き続き、入院治療や高額な外来診療を受ける場合は、更新の手続きをしてください。

- 更新期間 7月17日(火)～8月31日(金)
  - 受付場所 保険課(市役所1階)、市民福祉課(アスパアこだま内)
  - 用意 国民健康保険被保険者証、印鑑(朱肉を必要とするもの)、マイナンバーのわかるもの
- \*国民健康保険税に滞納があると、認定証の交付を受けられません。  
\*転入や未申告等で所得が不明な場合、上位所得者の区分となります。

### 《限度額適用認定証とは》

国民健康保険の加入者が1か月に一つの医療機関で高額な治療を受ける場合に提示すると、支払いが自己負担限度額までになるものです。ただし、差

額ベッド代などの保険が適用されないものや入院中の食事は、別に支払いが必要です。

申請は、今回の更新期間を過ぎても随時受け付けますが、認定証は、申請した月の初日から有効です。月を遡っての発行はできませんのでご注意ください。

### 70歳以上75歳未満の方ご注意ください

次の①②に該当する方は、医療機関で限度額までの支払いとするために、認定証の更新又は申請が必要です。

- ①住民税非課税世帯の方
  - ②住民税課税世帯で課税所得が145万円以上690万円未満の方
- ※①②に該当しない方は、お手元の「高齢受給者証」が認定証の代わりになるため、申請は不要です。  
※認定証を医療機関に提示しなかった場合、自己負担額を超えた支払分は、後から高額療養費の支給対象になります。

## 高齢受給者証を送付します

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方に、「高齢受給者証」を交付しています。受給者証には医療費の自己負担割合が記載されているため、医療機関受診の際に提示が必要です。

現在交付されている受給者証は7月31日で有効期限が切れるため、対象者には7月下旬に新しい受

給者証を郵送します。  
これから70歳になる方は、70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から受給者証を使用できるため、誕生月の月末(1日が誕生日の方は前月末)に発送します。



## 国民健康保険ガイド

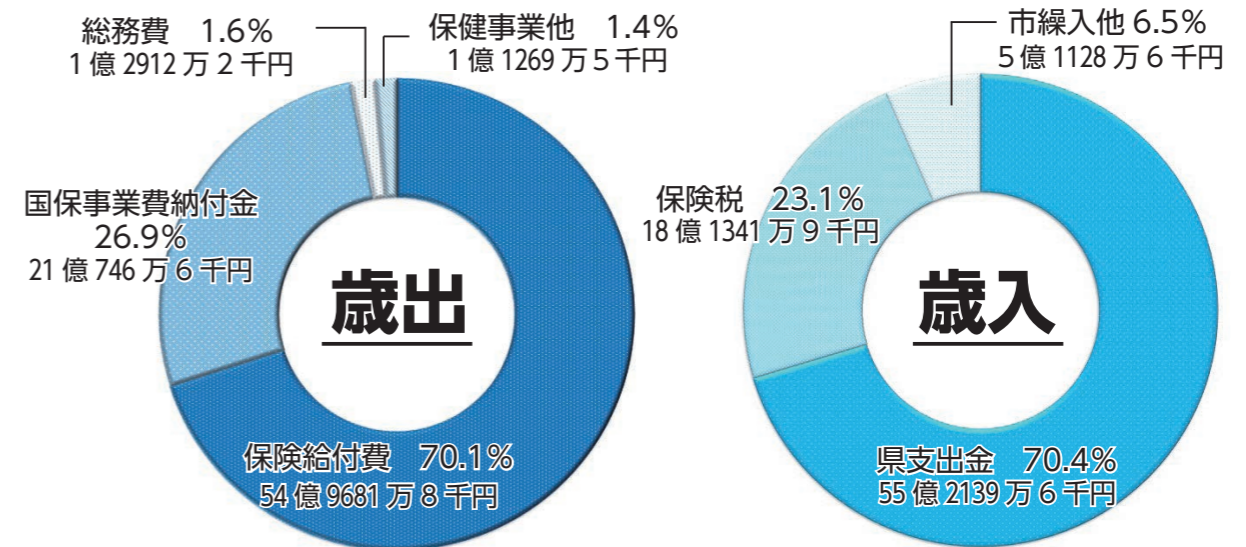
# わたしたちの国保

国保加入世帯数 11,884世帯  
被保険者数 19,941人  
(平成30年6月1日現在)

★保険課 ☎ 1116

## 平成30年度当初予算

平成30年度 本庄市国民健康保険特別会計当初予算額  
**78億4610万1千円**



### 国民健康保険制度は都道府県単位化されました

平成30年4月から、国民健康保険はこれまでの市町村ごとの運営から県と市町村の共同運営に変わりました。

高額な医療費を支え安定した国保運営を行うため、埼玉県が主体となり財政運営を行います。本庄市は、これまでどおり国保の各届出や保険証等の発行、保険税率等の決定・保険税の徴収など国保加入者の皆さんの身近な窓口としての役割を担います。

### 平成30年度の当初予算は都道府県単位化に伴い大きな変更がありました

これまで市の国保運営のための大切な財源となっていた保険税は、平成30年度から国保事業費納付金として市から埼玉県へ納付します。市の国保加入

者の医療費の支払いの費用(保険給付費)は、この国保事業費納付金等から、県支出金として埼玉県から交付されることとなります。

### 医療費抑制にご協力ください

国保加入者は、高齢化等により年々減少傾向にありますが、一人当たりの医療費は年々増加しています。今後も画期的な新薬や治療方法の開発等により、更なる医療費の増加が見込まれ、厳しい財政状況が続くことが懸念されます。

医療費の抑制を図るため、積極的な健康づくりによる健康増進を目的に、生活習慣病重症化予防事業や健康づくり事業(はにぼんチャレンジ)等の保健事業を行っています。

自主的な健康管理や医療機関への適正な受診、ジェネリック医薬品の活用等にご協力をお願いします。